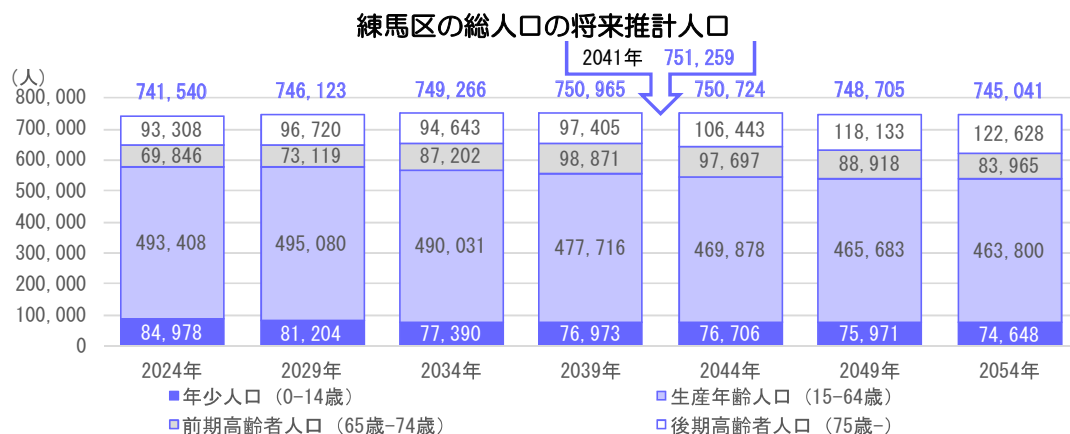


資料

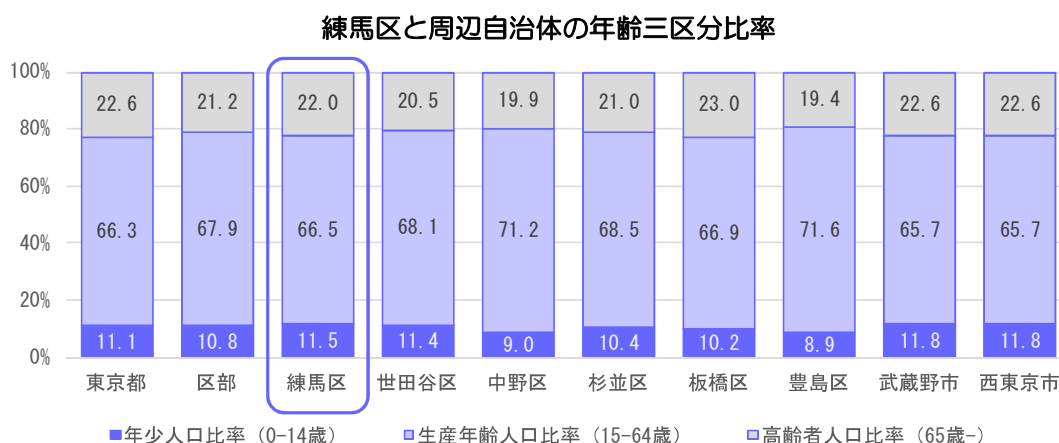
1 練馬区の現在の状況

(1) 人口動態等

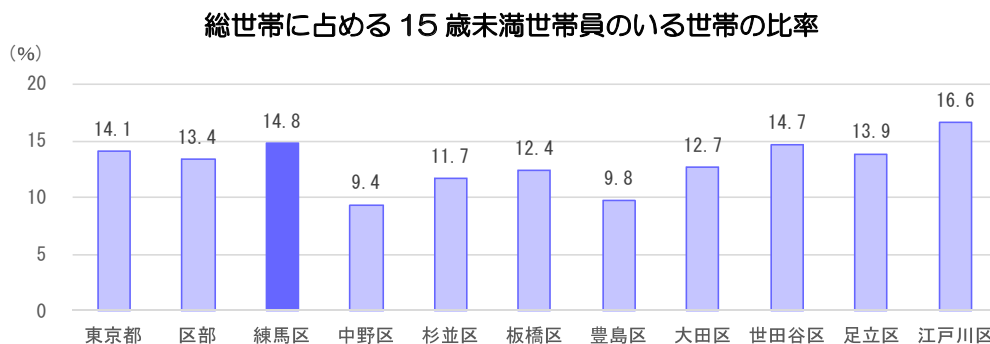
- 練馬区の総人口は、16年後の2041年には約75万1,000人に達し、その後、減少に転じる見込みである。4つの年齢区分構成比率をみると、「年少人口」「生産年齢人口」が低下し、「高齢者人口」の比率が上昇していくことが予想される。
- 年齢構成比をみると「年少人口」の比率が11.5%、また「15歳未満世帯員のいる世帯」の比率が14.8%と、周辺自治体と比べて子育て世帯の多い自治体となっている。



出典：企画課資料



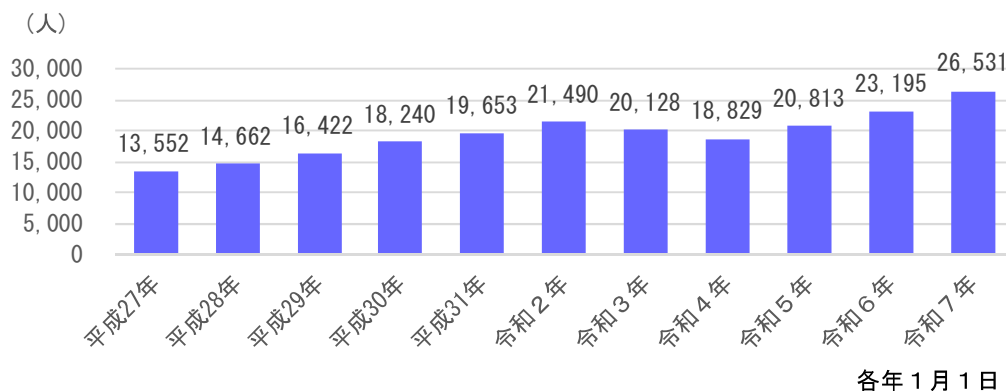
出典：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和6年1月）」



出典：総務省「令和2年国勢調査」

- 外国人人口は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい令和3年より減少したが、令和5年より再び増加に転じ、令和7年1月1日には26,531人と過去最高の登録者数となっている。

練馬区の外国人人口の推移

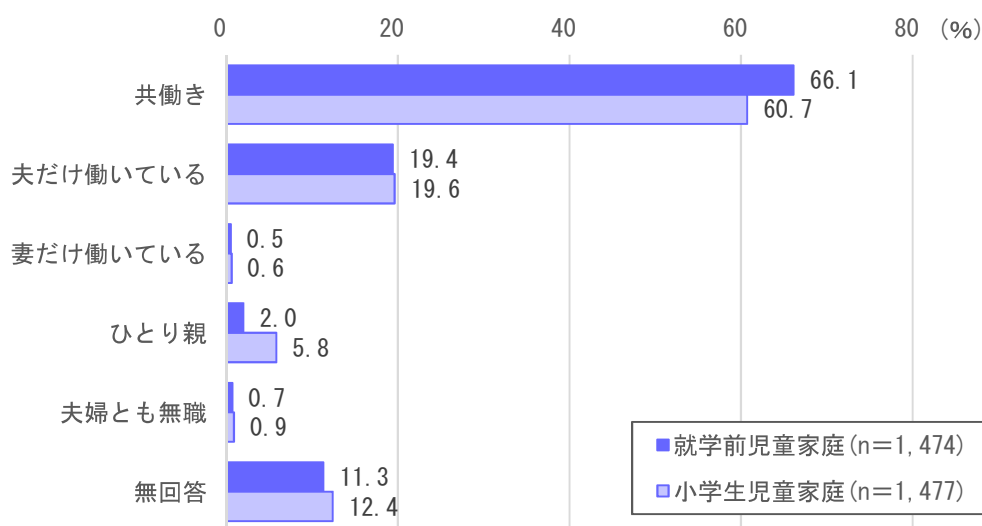


出典：練馬区統計書 令和5年版（2023年版）、令和6、7年：住民基本台帳による練馬区の世帯数と人口

（２）子育て世帯の就労状況

- 練馬区の子どものいる世帯の現在の就労状況を見ると、就学前児童家庭の66.1%、小学生児童家庭の60.7%が共働き家庭となっている。

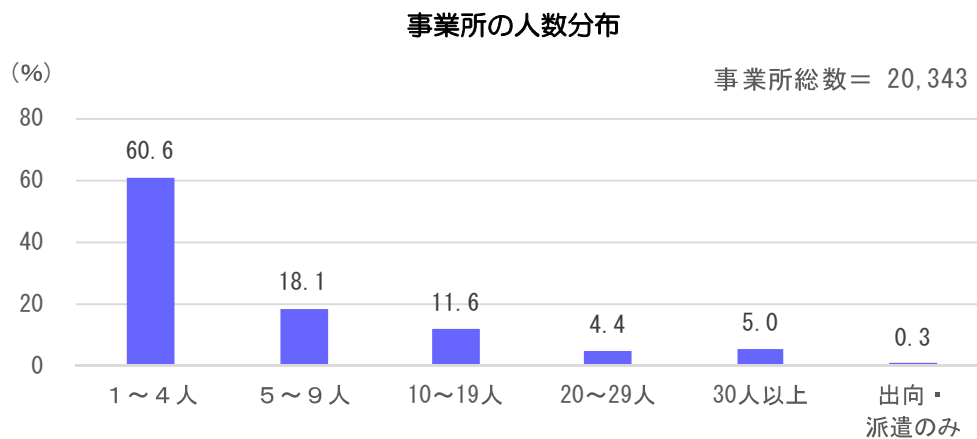
子育て世帯の就労状況



出典：第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書（令和6年3月）

(3) 事業所に関する状況

- 練馬区の事業所の人数分布をみると、「1～4人」60.6%、「5～9人」18.1%で、これらを合わせた約8割が9人以下の小規模事業所となっている。



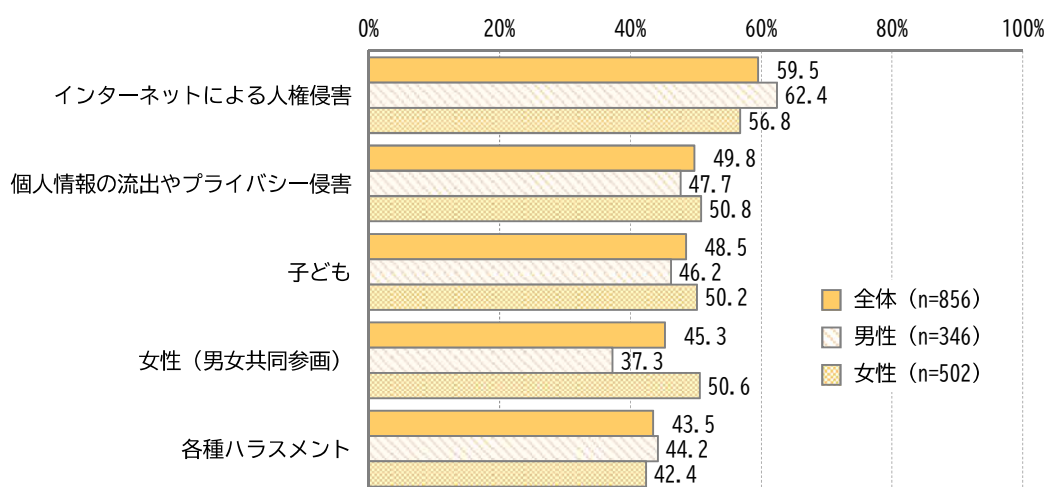
出典：練馬区統計書 令和5年版（2023年版）

2 目標別の調査結果（抜粋）

■ 目標Ⅰに関する調査結果

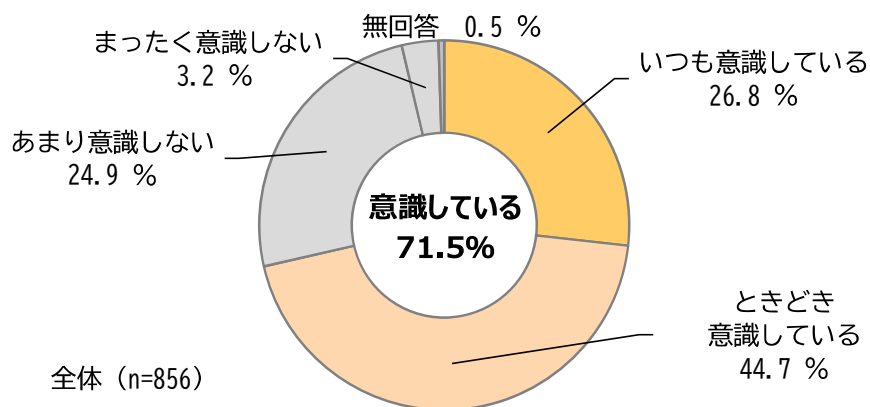
- 人権について関心があるものは、「インターネットによる人権侵害」が59.5%と最も高く、次いで「個人情報の流出やプライバシー侵害」が49.8%、「子ども」が48.5%、「女性（男女共同参画）」が45.3%、「各種ハラスメント」が43.5%となっている。

人権について関心があるもの（上位5項目）

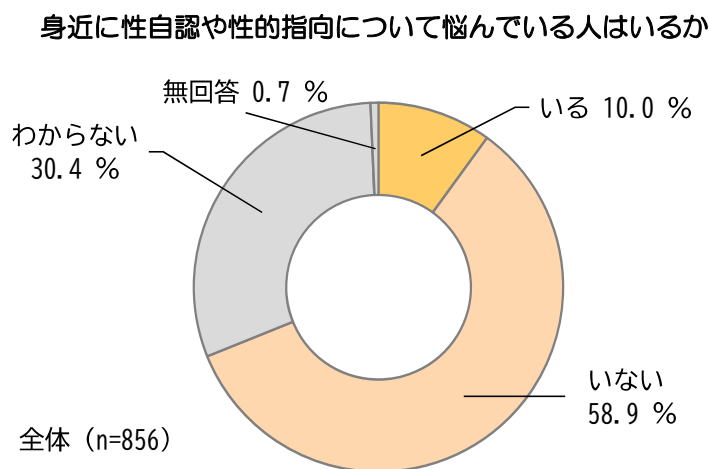


- 「人権」を意識しながら生活しているかについては、「いつも意識している」「ときどき意識している」を合わせた「意識している」が71.5%、「あまり意識しない」「まったく意識しない」を合わせた「意識していない」が28.1%となっている。

人権を意識しながら生活しているか

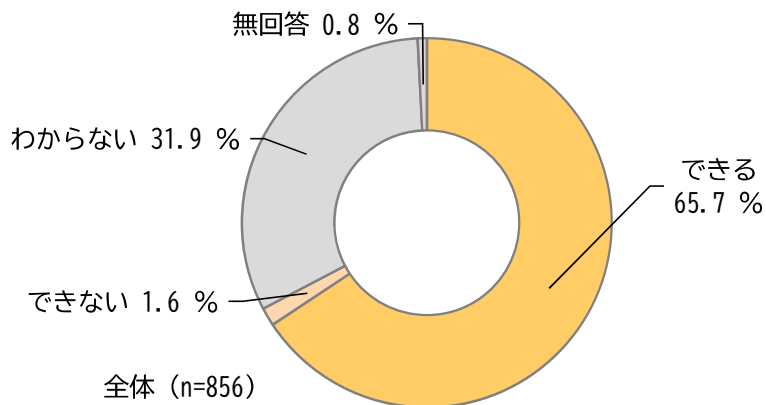


- 自身または、身近に性自認や性的指向について悩んでいる人はいるかについては、「いる」が10.0%、「いない」が58.9%、「わからない」が30.4%となっている。

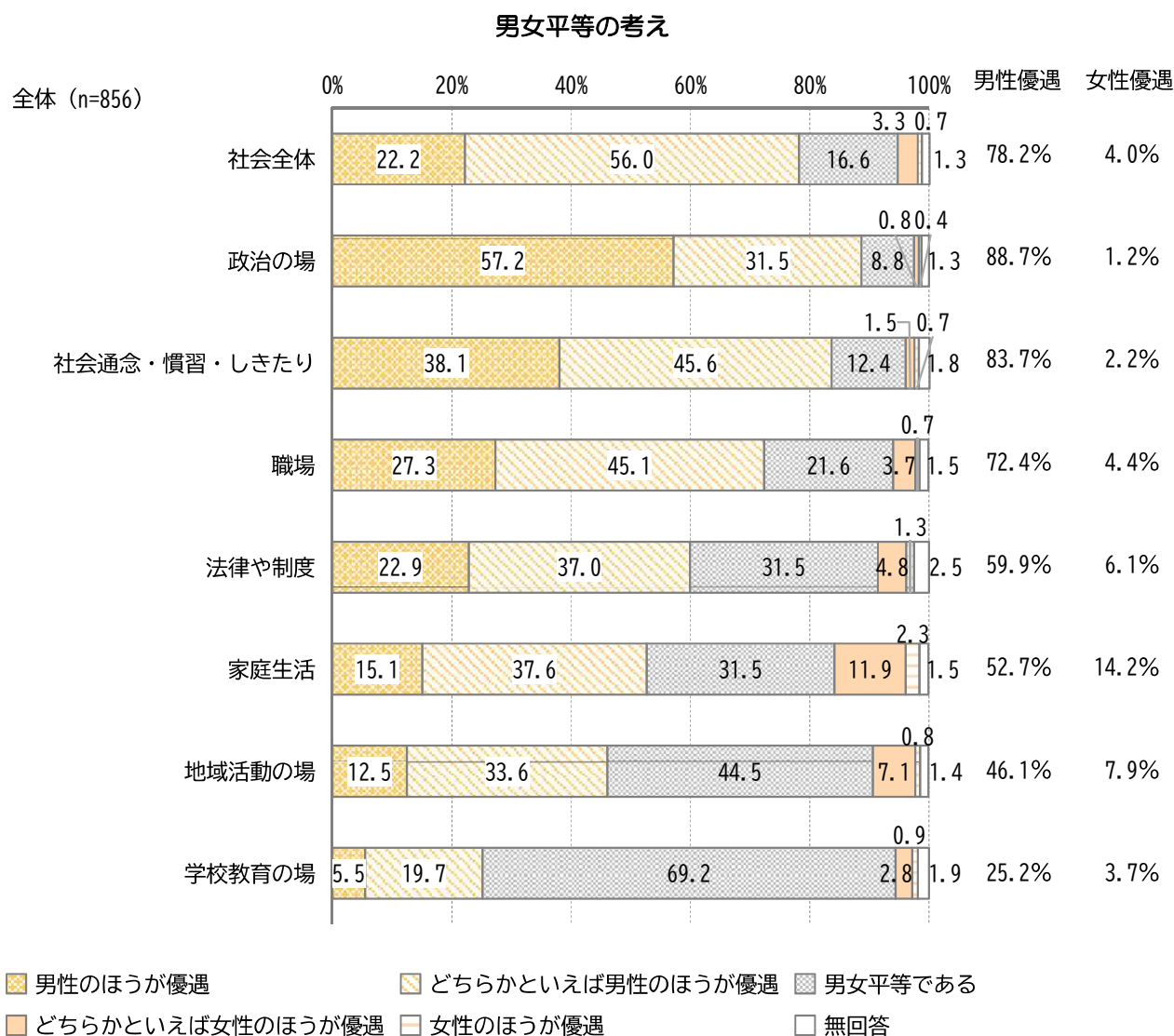


- 身近な人（家族、友人など）や、学校・職場の人に、性的マイノリティ（LGBT等）であることを打ち明けられた場合、これまでと変わりなく接することができるかについては、「できる」が65.7%、「できない」が1.6%、「わからない」が31.9%となっている。

性的マイノリティ（LGBT等）であることを打ち明けられた場合の対応

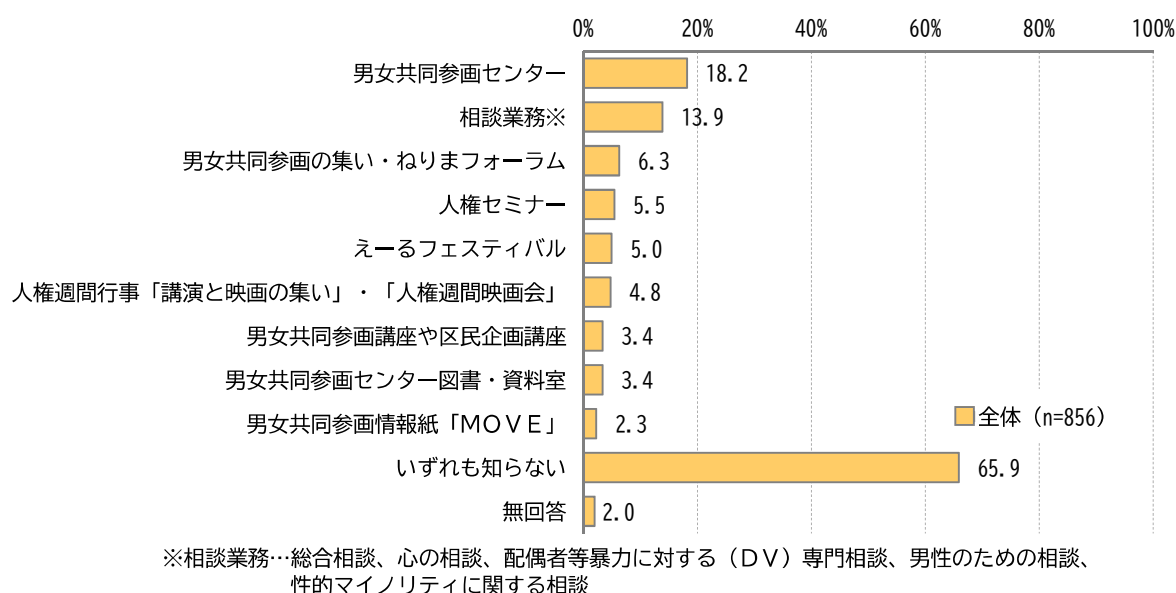


- 男女平等が実現しているかについては、「学校教育の場」では「男女平等である」が69.2%で最も高くなっている。「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」では「男性のほうが優遇」「どちらかといえば男性のほうが優遇」を合わせた男性優遇が8割を超えて、「社会全体」「職場」では7割を超えている。



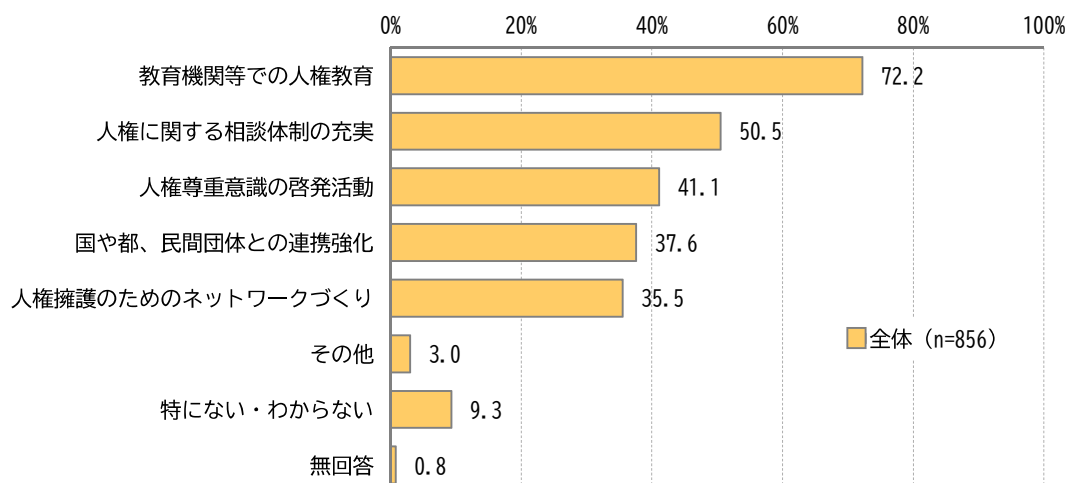
- 練馬区で実施している取組等の認知状況は、「男女共同参画センター」が18.2%、「相談業務（総合相談、心の相談、配偶者等暴力に対する（DV）専門相談、男性のための相談、性的マイノリティに関する相談）」が13.9%、「男女共同参画の集い・ねりまフォーラム」が6.3%の順となっている。

区の男女共同参画事業の認知度



- 人権尊重社会の実現のために区が力を入れるべきことについては、「教育機関等での人権教育」が72.2%と最も高く、次いで「人権に関する相談体制の充実」が50.5%、「人権尊重意識の啓発活動」が41.1%となっている。

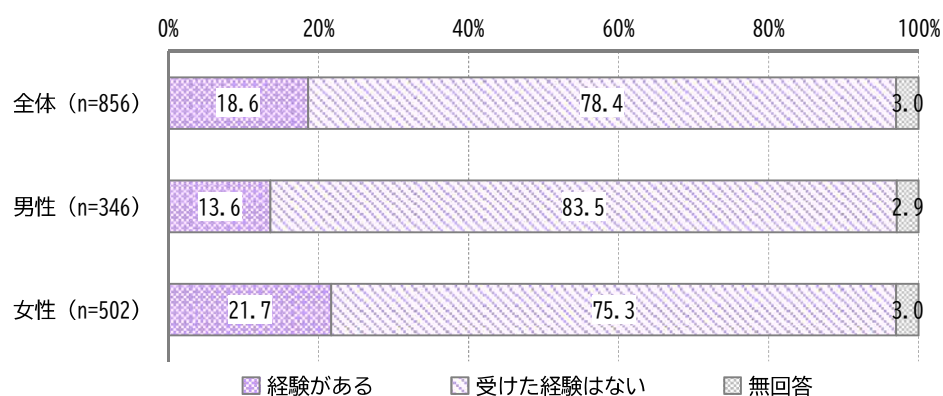
人権尊重社会の実現のために区が力を入れるべきこと



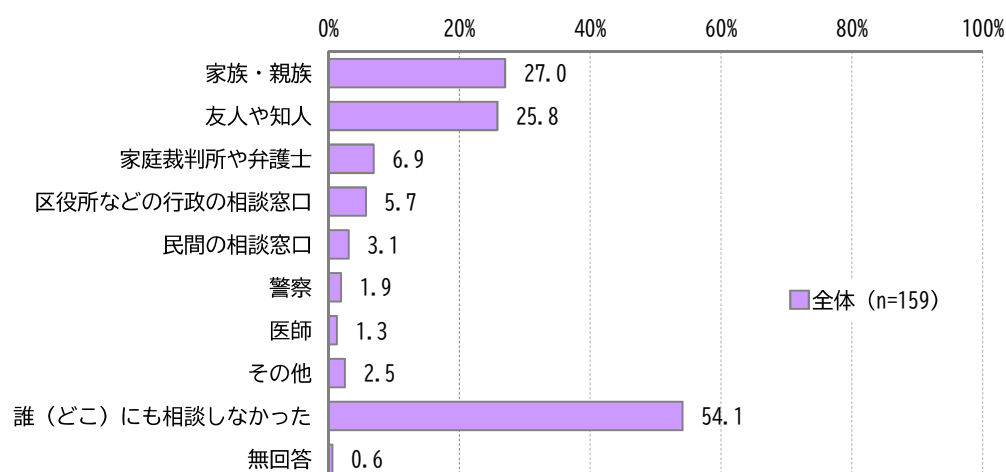
目標Ⅱに関する調査結果

- 過去5年間に配偶者やパートナー、交際相手からDV・性暴力等を受けた経験については、「経験がある」では「全体」が18.6%、「女性」が21.7%、「男性」が13.6%となっている。
- DV・性暴力等を受けた経験がある方（159人）を対象に誰かに相談したかを聞いたところ、「誰（どこ）にも相談しなかった」が54.1%と最も高くなっている。

過去5年間に配偶者やパートナー、交際相手からDV・性暴力等を受けた経験

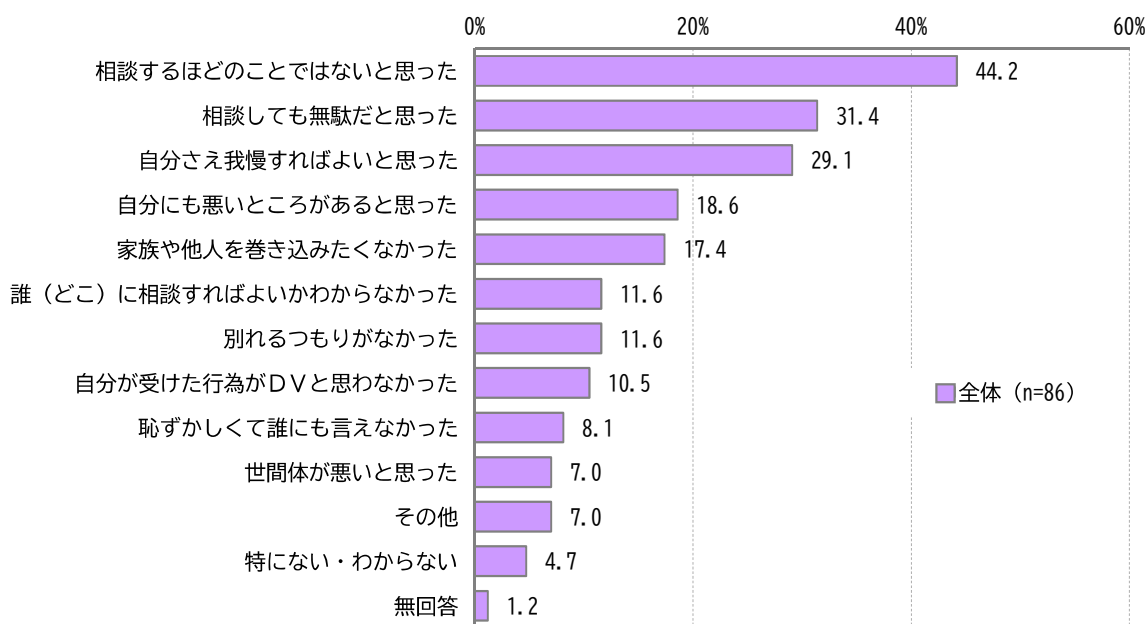


DV・性暴力を受けた際の相談の有無・相談先

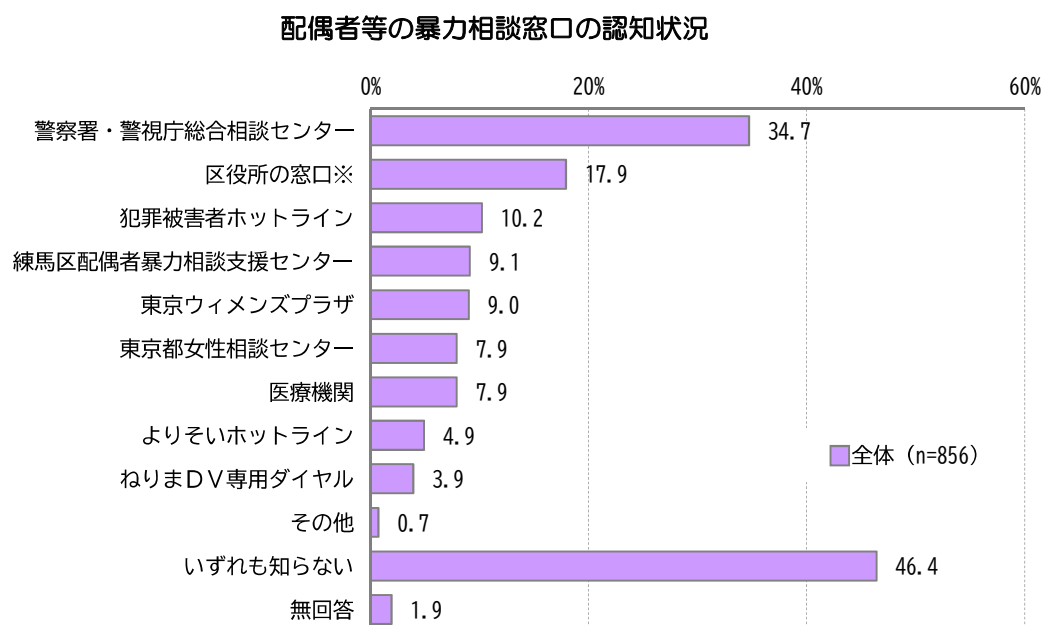


- 配偶者やパートナー、交際相手からDV・性暴力等を受けた経験があり、誰（どこ）にも相談しなかった方（86人）を対象に相談しなかった理由をきいたところ、「相談するほどのことではないと思った」が44.2%と最も高く、次いで「相談しても無駄だと思った」が31.4%、「自分さえ我慢すればよいと思った」が29.1%となっている。

DV・性暴力等を受けた際に相談しなかった理由

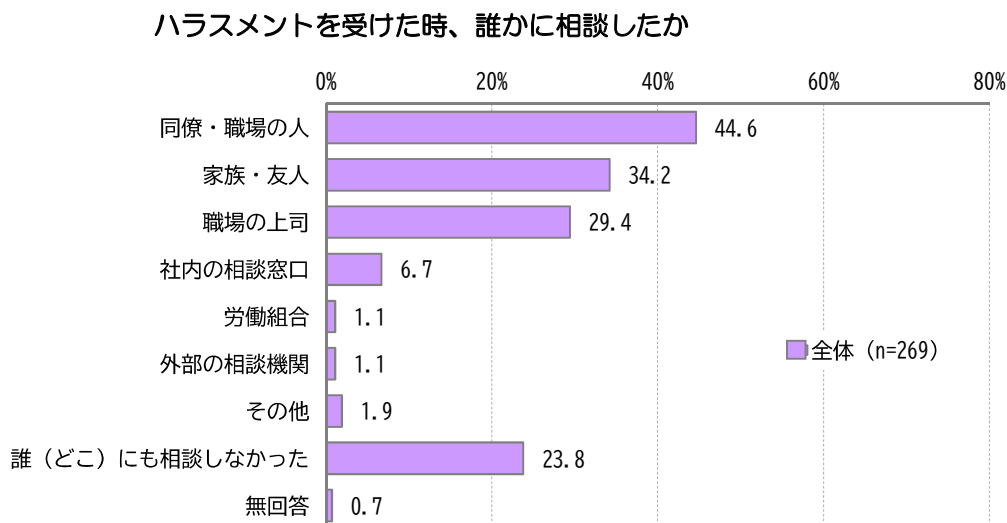
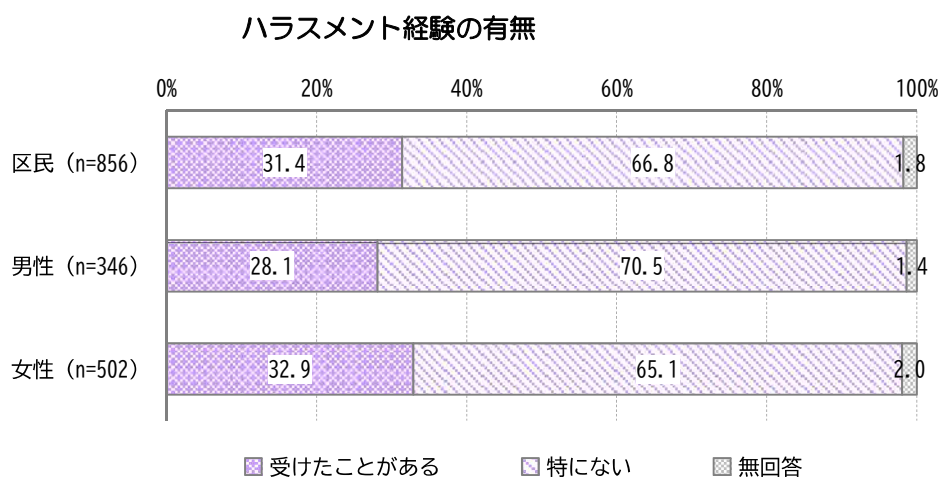


- 配偶者等の暴力相談窓口の認知状況については、「知っている」が51.7%、「いずれも知らない」46.4%となっている。また、具体的に知っている窓口をみると、「警察署・警視庁総合相談センター」が34.7%と最も高く、次いで「区役所の窓口（男女共同参画センターえーる相談室、総合福祉事務所等）」が17.9%、「犯罪被害者ホットライン」が10.2%、「練馬区配偶者暴力相談支援センター」が9.1%となっている。



※区役所の窓口（男女共同参画センターえーる相談室、総合福祉事務所等）

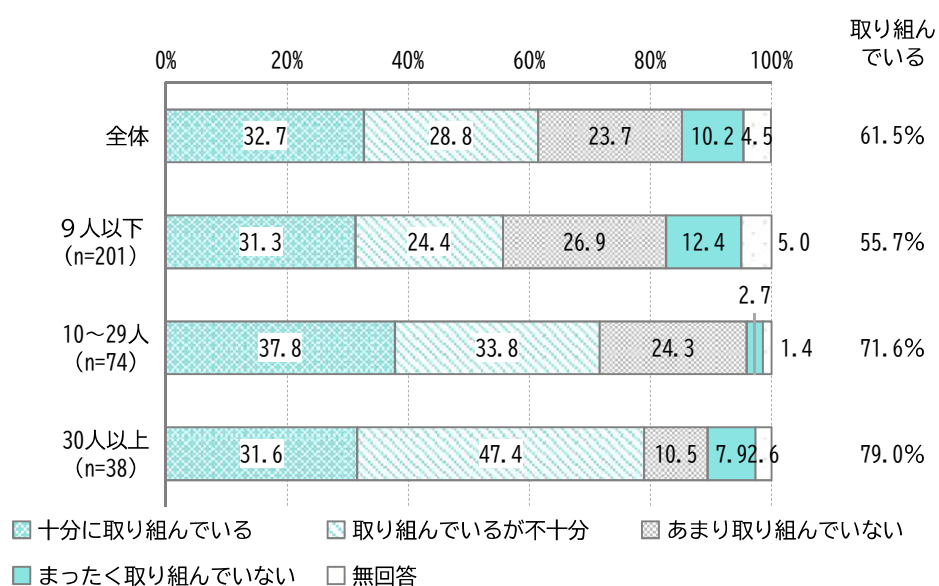
- 過去5年間に職場で何らかのハラスメントを受けた経験については、「受けたことがある」では「全体」が31.4%、「女性」が32.9%、「男性」が28.1%となっている。
- 職場で何らかのハラスメントを受けたことがある方（269人）を対象に誰かに相談したかをきいたところ、「同僚・職場の人」が44.6%と最も高く、次いで「家族・友人」が34.2%、「職場の上司」が29.4%となっている。



目標Ⅲに関する調査結果

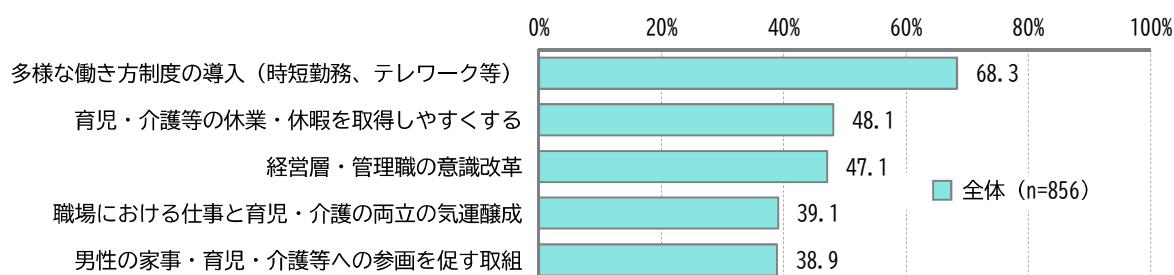
- 事業者における「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の取組については、「十分に取組んでいる」「取組んでいるが不十分」を合わせた「取組んでいる」が61.5%、「あまり取組んでいない」「まったく取組んでいない」を合わせた「取組んでいない」が33.9%となっている。従業員規模別でみると、「9人以下」では「取組んでいる」が55.7%、「10～29人」では71.6%、「30人以上」では79.0%となっており、規模の大きな事業所ほど「取組んでいる」が高くなっている。

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の取組



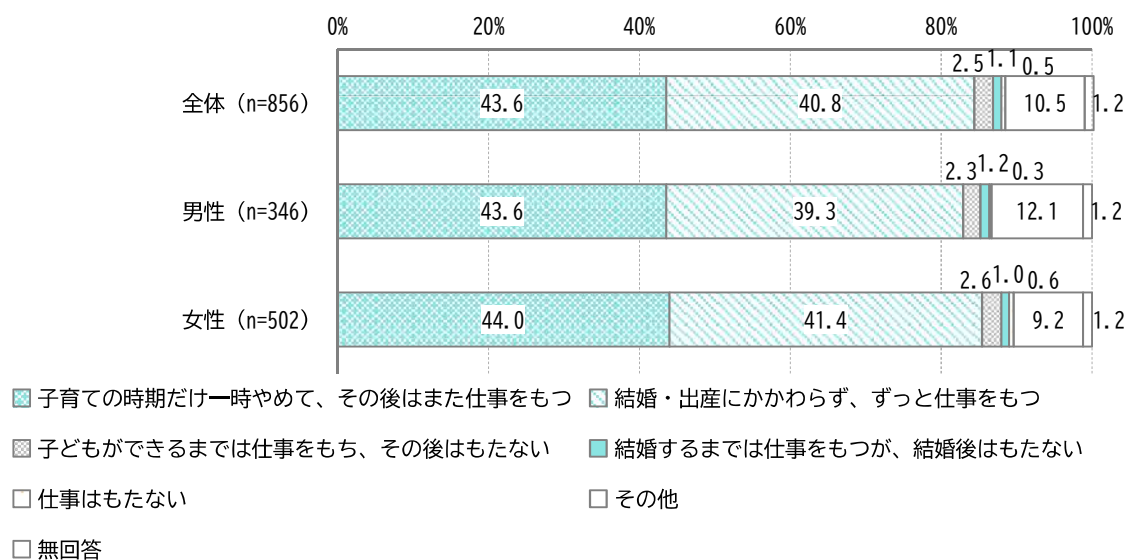
- ワーク・ライフ・バランスを実現するために職場に期待する取組については、「多様な働き方制度の導入（時短勤務、テレワーク等）」が68.3%と最も高く、次いで「育児・介護等の休業・休暇を取得しやすくする」が48.1%、「経営層・管理職の意識改革」が47.1%となっている。

ワーク・ライフ・バランスを実現するために職場に期待する取組



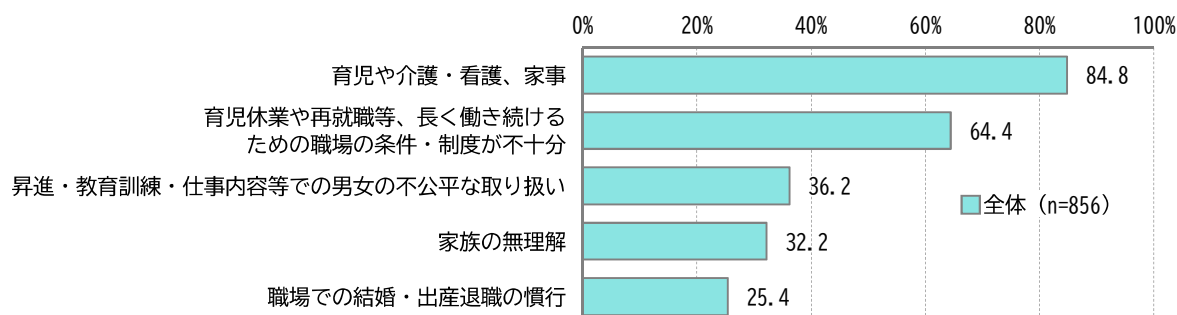
- 女性は仕事にどのように関わっていくのが望ましいかについては、「子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をもつ」が43.6%と最も高く、次いで「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をもつ」が40.8%となっている。

女性と仕事の関わり方



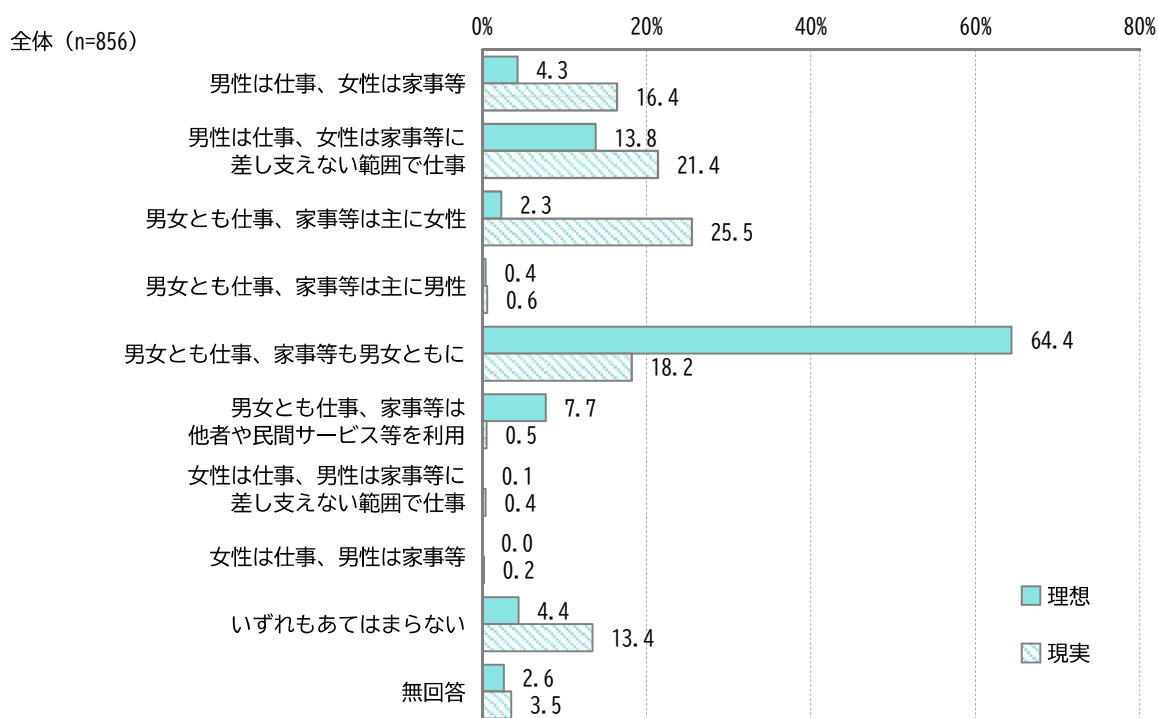
- 女性が長く働き続けることや職場で女性が活躍することを困難にしている理由については、「育児や介護・看護、家事」が84.8%と最も高く、次いで「育児休業や再就職等、長く働き続けるための職場の条件・制度が不十分」が64.4%となっている。

女性が長く働き続けることや職場で女性が活躍することを困難にしている理由



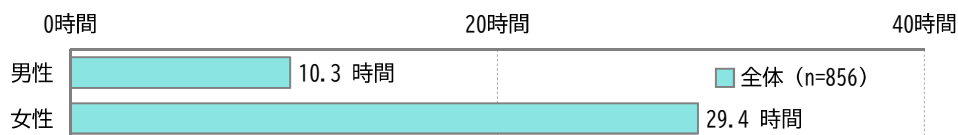
- 男女の役割分担の理想については、「男女とも仕事、家事等も男女ともに」が64.4%と最も高くなっているが、現実をみると、「男女とも仕事、家事等は主に女性」が25.5%と最も高く、次いで「男性は仕事、女性には家事等に差し支えない範囲で仕事」が21.4%となっており、現実での「男女とも仕事、家事等も男女ともに」は18.2%にとどまっている。

男女の役割分担の理想と現実



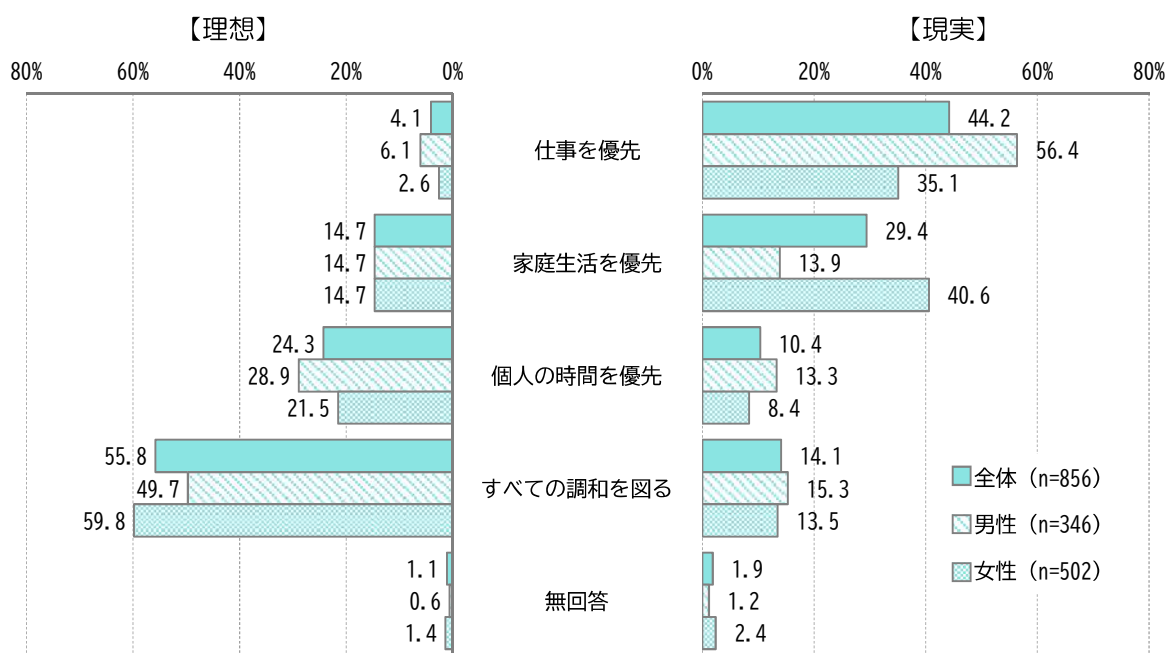
- 家庭内において、家事・育児・介護等に割く1週間の平均時間について、性別にみると、男性の平均時間は10.3時間に対し、女性の平均時間は29.4時間となっており、男性は女性より家事に充てる時間が19.1時間少なくなっている。

家事・育児・介護等にあてる1週間の平均時間（男女の比較）



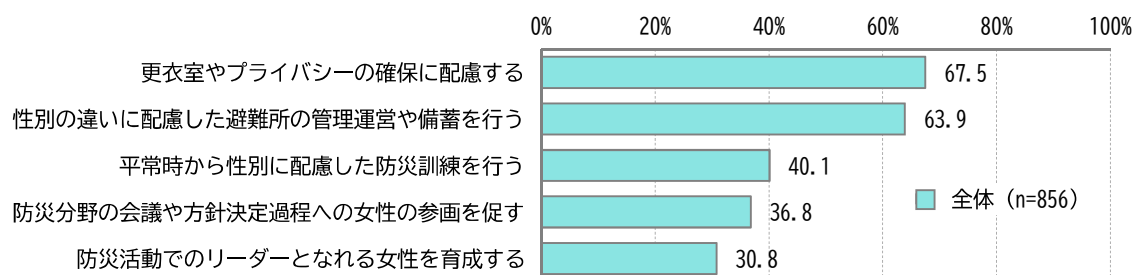
- 仕事、家庭生活（家事、育児、介護など）、個人の時間（趣味、地域活動など）の理想については、「すべての調和」が55.8%と最も高くなっているが、現実をみると、「仕事を優先」が44.2%と最も高く、次いで「家庭生活を優先」が29.4%となっており、現実での「すべての調和」は14.1%にとどまっている。
- 「男性」からみた場合、理想については「すべての調和」（49.7%）が最も高くなっているが、現実については「仕事を優先」（56.4%）が最も高い。「女性」からみた場合、理想については、「すべての調和」（59.8%）が最も高くなっているが、現実については、「家庭生活を優先」が40.6%と最も高くなっている。

仕事、家庭生活（家事、育児、介護など）、個人の時間（趣味、地域活動など）の理想と現実



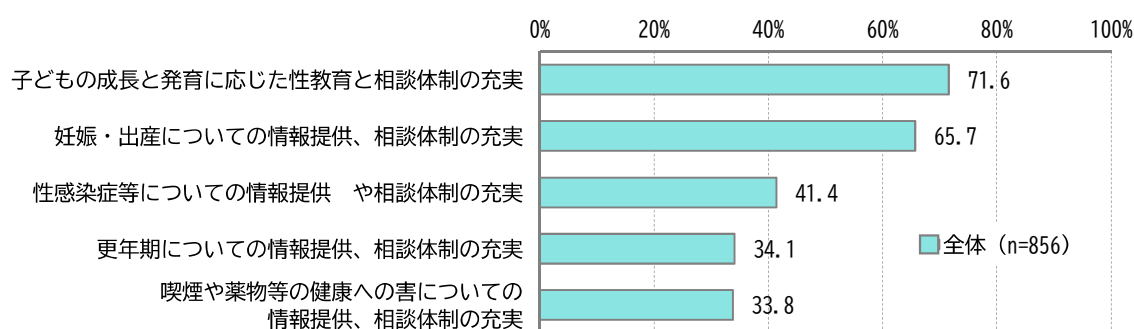
- 男女共同参画及び性別の違いに気を配った防災・災害対策のために必要なことについては、「更衣室やプライバシーの確保に配慮する」が67.5%と最も高く、次いで「性別の違いに配慮した避難所の管理運営や備蓄を行う」が63.9%となっている。

男女共同参画及び性別の違いに気を配った防災・災害対策のために必要なこと



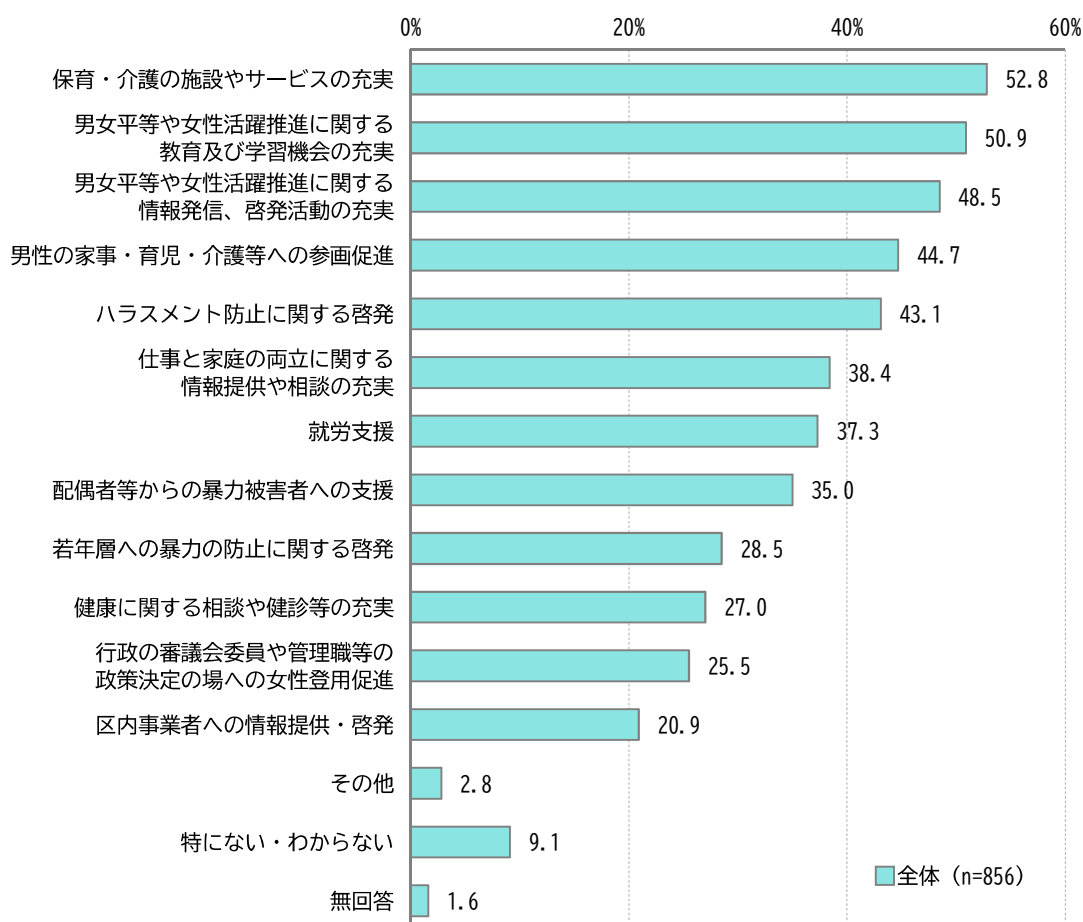
- 女性が妊娠、避妊、中絶に関して自分で決めたり、自分の健康を守るために必要なことについては、「子どもの成長と発育に応じた性教育と相談体制の充実」が71.6%と最も高く、次いで「妊娠・出産についての情報提供、相談体制の充実」が65.7%となっている。

女性が妊娠、避妊、中絶に関して自分で決めたり、自分の健康を守るために必要なこと



- 男女共同参画社会の形成に必要なことについては、「保育・介護の施設やサービスの充実」が52.8%と最も高く、次いで「男女平等や女性活躍推進に関する教育及び学習機会の充実」が50.9%、「男女平等や女性活躍推進に関する情報発信、啓発活動の充実」が48.5%、「男性の家事・育児・介護等への参画促進」が44.7%、「ハラスメント防止に関する啓発」が43.1%となっている。

男女共同参画社会の形成に必要なこと



出典

人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査（令和6年2月）

調査時期：令和5年7月14日～8月4日

調査対象：【区民】 3,000件（18～70歳）

【事業所】 2,000件（従業員2人以上の区内事業所）

有効回収数：【区民】 856件（28.5%）

【事業所】 333件（16.7%）

3 人権・男女共同参画に関する行政関係年表

年 次	国連・国・東京都	練 馬 区
1947 年 (昭和 22 年)	・「日本国憲法」施行【国】	
1948 年 (昭和 23 年)	・国連総会で「世界人権宣言」採択【国連】	
1965 年 (昭和 40 年)	・「同和対策審議会」答申【国】	
1966 年 (昭和 41 年)	・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」施行【国】	
1969 年 (昭和 44 年)	・「同和対策事業特別措置法」施行【国】	
1975 年 (昭和 50 年)	・国際婦人年【国連】 ・国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択【国連】	・「練馬区婦人福祉資金貸付条例」制定
1976 年 (昭和 51 年)	・国連婦人の 10 年（～1985 年）【国連】	
1977 年 (昭和 52 年)	・「国内行動計画」発表【国】 ・「東京都婦人相談センター」発足【都】	
1978 年 (昭和 53 年)	・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定【都】	・人権週間行事「啓発講演会」開始
1979 年 (昭和 54 年)	・「東京都婦人情報センター」発足【都】 ・「国際人権規約」批准【国】 ・第 34 回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択【国連】	
1980 年 (昭和 55 年)	・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択【国連】	・「練馬区婦人問題連絡協議会」設置 ・人権講座開始
1981 年 (昭和 56 年)	・「国内行動計画後期重点目標」決定【国】 ・ILO 総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約（156 号）」及び「同勧告（165 号）」採択【国連】 ・「難民の地位に関する条約」加入【国】	・「区民活動課婦人問題担当主査」設置 ・「婦人の生活実態と意識調査」実施
1982 年 (昭和 57 年)		・「練馬区婦人問題懇談会」設置 ・練馬区婦人ニュース創刊（以降年 2 回発行）
1983 年 (昭和 58 年)	・「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定【都】	
1984 年 (昭和 59 年)		・練馬区婦人問題懇談会「婦人行動計画策定にあたっての基本的な考え方と施策の方向についての提言」 ・「練馬区婦人関係施策推進会議」設置（「練馬区婦人問題連絡協議会」廃止）
1985 年 (昭和 60 年)	・「女子差別撤廃条約」批准【国】 ・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議開催「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択【国連】	・「練馬区婦人行動計画」策定 ・練馬区婦人問題懇談会「（仮称）練馬区立婦人会館の建設・管理運営についての提言」

年 次	国連・国・東京都	練 馬 区
1986 年 (昭和 61 年)	・「男女雇用機会均等法」施行【国】	
1987 年 (昭和 62 年)	・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定【国】 ・「地対財特法」施行（平成 13 年度末終了）【国】	・「練馬区立婦人会館」開館 ・「女性手帳」発行開始
1988 年 (昭和 63 年)		・「婦人会館運営委員会」設置 ・「中高年女性の生活実態と意識に関する調査」実施
1989 年 (平成元年)	・「児童の権利に関する条約」採択【国連】	・「婦人問題意識調査」、「働く女性に関する調査」実施
1990 年 (平成 2 年)	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択【国連】	・練馬区婦人問題懇談会「第 2 次婦人行動計画についての基本的な考え方と施策の方向についての提言」 ・女性を表す呼称「婦人」を「女性」に改称、それにより会議等の名称を「女性」に変更
1991 年 (平成 3 年)	・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定【国】 ・「女性問題解決のための東京都行動計画－21 世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定【都】	・「練馬区女性行動計画（改定）」策定 ・「婦人会館」を「女性センター」に改称 ・「'91 女性フォーラム」開催（以降毎年開催）
1992 年 (平成 4 年)	・「育児休業等に関する法律（育児休業法）」施行【国】	・区民意識意向調査「女性の生活実態と意識意向」実施
1993 年 (平成 5 年)	・中学校家庭科の男女共修実施【国】 ・「障害者基本法」施行【国】 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択【国連】	
1994 年 (平成 6 年)	・高校家庭科の男女共修実施【国】 ・「児童の権利に関する条約」批准【国】 ・「男女共同参画室、男女共同参画審議会」設置【国】 ・「男女共同参画推進本部」発足【国】 ・「人権教育のための国連 10 年」決議【国連】	
1995 年 (平成 7 年)	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」改正【国】 ・「東京都福祉のまちづくり条例」施行【都】 ・「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約（家族的責任を有する労働者条約）」批准【国】 ・第 4 回世界女性会議開催「北京宣言及び行動綱領」採択【国連】 ・「人種差別撤廃条約」加入【国】	・女性問題懇談会「練馬区第 3 次女性行動計画についての基本的な考え方と施策の方向についての提言」
1996 年 (平成 8 年)	・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申【国】 ・男女共同参画推進本部「男女共同参画 2000 年プラン」策定【国】	・「練馬区第 3 次女性行動計画」策定 ・区民意識意向調査「女性の現状と男女平等意識意向」実施 ・練馬女性センター開館 10 周年記念誌の発行、記念講演会の実施 ・「女性ニュース」の名称を「MOVE」に変更
1997 年 (平成 9 年)	・「人権擁護施策推進法」施行【国】 ・「アイヌ文化振興法」施行【国】 ・「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画」策定【国】	

年 次	国連・国・東京都	練 馬 区
1998 年 (平成 10 年)	「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定【都】	「ねりまフォーラム」を公募区民による実行委員会により開催（以降毎年） - 児童手当支給事業開始
1999 年 (平成 11 年)	「男女共同参画社会基本法」施行【国】 「育児・介護休業法」改正【国】 「男女雇用機会均等法」改正【国】 「拷問等禁止条約」加入【国】 「女子差別撤廃条約の選択議定書」採択【国連】 「児童買春・児童ポルノ禁止法」施行【国】 「新エンゼルプラン」策定【国】	子どもショートステイ事業開始
2000 年 (平成 12 年)	「東京都男女平等参画基本条例」制定【都】 「介護保険法」施行【国】 - 国連特別総会「女性 2000 年会議（北京＋5）」開催【国連】 「児童虐待防止法」施行【国】 「犯罪被害者保護法」施行【国】 「東京都人権施策推進指針」策定【都】 「ストーカー規制法」施行【国】 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行【国】 「男女共同参画基本計画」閣議決定【国】	- 練馬区女性問題懇談会「練馬区男女共同参画計画（仮称）策定に向けて」・「練馬区女性関係施策推進会議」を「練馬区男女共同参画施策推進会議」に名称変更・区民意識意向調査「男女共同参画に関する意識と実態」実施 - 育児支えあい事業開始
2001 年 (平成 13 年)	- 内閣府男女共同参画局設置【国】 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行【国】	「男女共同参画に関する練馬区職員の意識調査」実施 「練馬区男女共同参画計画」策定
2002 年 (平成 14 年)	「育児・介護休業法」改正【国】 - 男女共同参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン 2002」策定【都】 「プロバイダ責任制限法」施行【国】 「ホームレス自立支援法」施行【国】 「少子化対策プラスワン」決定【国】 「身体障害者補助犬法」施行【国】 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定【国】	「練馬区女性問題懇談会」を「練馬区男女共同参画推進懇談会」に名称変更 「練馬区女性の労働実態調査」実施
2003 年 (平成 15 年)	「個人情報の保護に関する法律」施行【国】 「次世代育成支援対策推進法」施行【国】 「少子化社会対策基本法」施行【国】 「出会い系サイト規制法」施行【国】	
2004 年 (平成 16 年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正【国】 「性同一性障害者性別特例法」施行【国】	区民意識意向調査「男女共同参画社会」実施
2005 年 (平成 17 年)	- 国連婦人の地位委員会「北京＋10」開催【国連】 「育児・介護休業法」改正【国】 「犯罪被害者等基本法」施行【国】 「発達障害者支援法」施行【国】 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定【国】	練馬区男女共同参画推進懇談会「練馬区男女共同参画計画改定に向けての提言」
2006 年 (平成 18 年)	「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定【都】 「国連人権理事会」設置【国連】 「高齢者虐待防止法」施行【国】 「障害者自立支援法」施行【国】 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行【国】 「バリアフリー新法」施行【国】	- 練馬女性センター開館 20 周年 「第 2 次練馬区男女共同参画計画」策定

年 次	国連・国・東京都	練 馬 区
2007 年 (平成 19 年)	「男女雇用機会均等法」改正【国】 「探偵業の業務の適正化に関する法律」施行【国】 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章策定【国】	
2008 年 (平成 20 年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正【国】 「東京都犯罪被害者等支援推進計画」策定【都】 「更生保護法」施行【国】	- 練馬女性センターの愛称を「えーる」と定め、施設の名称と併せて使用開始 「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」策定 「練馬区犯罪被害者等支援推進連絡会議」設置
2009 年 (平成 21 年)	「ハンセン病問題基本法」施行【国】 「強制失踪条約」批准【国】	「練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」策定・区民意識意向調査「男女共同参画に関する意識と実態について」実施 「練馬区女性の労働実態調査」実施 「犯罪被害者等支援の手引 二次的被害防止のために」発行
2010 年 (平成 22 年)	- 国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合（ニューヨーク）【国連】 「育児・介護休業法」改正【国】 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定【国】	- 練馬区男女共同参画推進懇談会「第2次練馬区男女共同参画計画改定に向けての提言」 「練馬女性センター」を「男女共同参画センター」に改称 「犯罪被害者等支援の手引き～二次的被害防止のために～」発行
2011 年 (平成 23 年)	「UNWomen」正式発足【国連】 「東京都犯罪被害者等支援計画」策定【都】	「第3次練馬区男女共同参画計画」策定
2012 年 (平成 24 年)	- 国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択【国連】 「障害者虐待防止法」施行【国】	「第2次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」策定
2013 年 (平成 25 年)	「北朝鮮人権調査委員会」設置【国連】 「障害者総合支援法」施行【国】 「いじめ防止対策推進法」施行【国】	
2014 年 (平成 26 年)	「障害者権利条約」批准【国】 「ハーグ条約」批准【国】 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行【国】 「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針」閣議決定（平成 29 年一部変更）【国】 「東京都いじめ防止対策推進条例」施行【都】	- 練馬区配偶者暴力相談支援センターの機能整備 - 区民意識意向調査「男女共同参画に関する意識と実態について」実施
2015 年 (平成 27 年)	- 国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合（ニューヨーク）【国連】 「子ども・子育て支援法」施行【国】 「次世代育成支援対策推進法」改正【国】 - UNWomen 日本事務局開設【国連】 「東京都人権施策推進指針」改定【都】 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択【国連】 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定【国】	- 練馬区男女共同参画推進懇談会「第4次練馬区男女共同参画計画策定に向けての提言」 「男女共同参画に関する意識と労働実態調査」実施
2016 年 (平成 28 年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行【国】 「障害者差別解消法」施行【国】 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行【国】 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行【国】	「第4次練馬区男女共同参画計画」策定（「第3次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」を含む）

年 次	国連・国・東京都	練 馬 区
2017 年 (平成 29 年)	「育児・介護休業法」改正【国】 「特定異性接客営業等の規制に関する条例」施行【国】 「東京都男女平等参画推進総合計画」策定【都】	- 性的マイノリティ相談窓口開始 「犯罪被害者等支援の手引 二次的被害防止のために」改訂
2018 年 (平成 30 年)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行【国】 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」施行【都】 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定【都】	「人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査」実施 「犯罪被害者等支援の手引き～二次的被害防止のために～第2版」発行
2019 年 (令和元年)	「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行【都】 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行【国】 「労働施策総合推進法」改正【国】 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正【国】 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行【国】 「東京都性自認および性的指向に関する基本計画」策定【都】 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」施行【国】	練馬区男女共同参画推進懇談会「第5次練馬区男女共同参画計画策定に向けての提言」
2020 年 (令和 2 年)	- 国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合【国連】 「東京都犯罪被害者等支援条例」施行【都】 - 国連報告書「政策概要：新型コロナウイルスの女性への影響」【国連】 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正【国】 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」告示【国】 「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」改正【国】 「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例」施行【都】 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定【国】	「第5次練馬区男女共同参画計画」策定（「第4次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」を含む）
2021 年 (令和 3 年)	「育児・介護休業法」改正【国】 「東京都こども基本条例」施行【都】	新成人向け人権啓発小冊子「自分らしくGO」配布開始
2022 年 (令和 4 年)	「育児・介護休業法」改正【国】 「東京都男女平等参画推進総合計画」策定【都】 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正【国】 「女性デジタル人材育成プラン」決定【国】 「東京都手話言語条例」施行【都】 「東京都パートナーシップ宣誓制度」開始【都】	- 男性のための相談（電話相談）開始 「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」施行 - 東京都パートナーシップ宣誓制度「受理証明書等による区サービスの活用事業開始

年 次	国連・国・東京都	練 馬 区
2023 年 (令和 5 年)	・「育児・介護休業法」改正【国】 ・「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」施行 ・「こども基本法」施行【国】 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行【国】 ・「男女雇用機会均等法」改正【国】	・「人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査」実施
2024 年 (令和 6 年)	・「情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）」公布【国】 ・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」策定【都】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」改正【国】 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」施行【国】	・練馬区男女共同参画推進懇談会「第6次練馬区男女共同参画計画策定に向けての意見」 ・若年層LGBT居場所事業開始
2025 年 (令和 7 年)	・「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」施行【都】 ・「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法」改正【国】	・「第6次練馬区男女共同参画計画」策定（「第5次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」、困難女性支援法に基づく「市町村基本計画」を含む）

計画の主な関係法令等

本計画の主な関係法令は区ホームページから確認できます。
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/keihatsu/jinkendanjo/kankeihourei.html>



- ◆ 日本国憲法
- ◆ 男女共同参画社会基本法
- ◆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ◆ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- ◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ◆ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ◆ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- ◆ 部落差別の解消の推進に関する法律
- ◆ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
- ◆ 児童の権利に関する条約

4 策定の経過

(1) 練馬区男女共同参画推進懇談会

回	年 月 日	主な内容
第1回	令和 5年 3月 15日	第6次練馬区男女共同参画計画策定について
第2回	令和 5年 5月 30日	男女共同参画に関する意識と労働実態調査の概要 第6次練馬区男女共同参画計画策定に向けた専門部会について
第3回	令和 5年 11月 24日	第6次練馬区男女共同参画計画策定に向けての意見（案）について
第4回	令和 6年 1月 16日	第6次練馬区男女共同参画計画策定に向けての意見（案）について
第5回	令和 6年 5月 7日	第6次練馬区男女共同参画計画策定について （審議スケジュール）
第6回	令和 6年 7月 30日	第6次練馬区男女共同参画計画（構成、施策と取組）について
第7回	令和 6年 8月 27日	第6次練馬区男女共同参画計画（素案）（たたき台）について
第8回	令和 6年 11月 12日	第6次練馬区男女共同参画計画（素案）（案）について
第9回	令和 7年 2月 13日	第6次練馬区男女共同参画計画（案）について

(2) 練馬区男女共同参画施策推進会議・幹事会（庁内組織）

回	年 月 日	主な内容
第1回幹事会	令和 6年 4月 4日	第6次練馬区男女共同参画計画策定について
第1回推進会議	令和 6年 4月17日	
第2回幹事会	令和 6年 6月20日	第6次練馬区男女共同参画計画の基本的な考え方
第2回推進会議	令和 6年 6月26日	
第3回幹事会	令和 6年 7月11日	第6次練馬区男女共同参画計画（素案）（たたき台）について
第3回推進会議	令和 6年 7月18日	
第4回幹事会	令和 6年 8月19日	
第4回推進会議	令和 6年 8月23日	
第5回幹事会	令和 6年 10月22日	第6次練馬区男女共同参画計画（素案）（案）について
第5回推進会議	令和 6年 10月30日	
第6回幹事会	令和 7年 1月 31日	第6次練馬区男女共同参画計画（案）について
第6回推進会議	（同時開催）	

(3) 区民意見の募集

実施期間	意見件数
令和6年12月11日～令和7年1月15日	28件・12人（うち子どもからの意見8件・5人）

(4) 第22期練馬区男女共同参画推進懇談会委員名簿

委員名	所属団体等
◎ 片居木 英人	十文字学園女子大学人間生活学部教授
○ 村田 智子	弁護士
安蔵 誠市	練馬幼稚園 園長 学校法人安蔵学園 理事長
八巻 裕香	社会保険労務士
本橋 世紀子	練馬女性問題協議会
立川 君子	新日本婦人の会練馬支部
田代 尚子	g（アイ）女性会議 練馬支部
渡邊 庸子	練馬区民生・児童委員協議会
濱屋 尚子	練馬区ひとり親福祉連合会
井戸 大通	(一社)練馬産業連合会
清水 きよゑ	練馬区町会連合会
山崎 素裕	練馬区労働組合協議会
伊藤 さおり	公募委員
長田 香	公募委員
佐治 良之輔	公募委員
新平 駿二	公募委員
高桑 力也	公募委員
服部 由佳	公募委員
藤井 咲江	公募委員
松井 俊子	公募委員
宮地 明子	東京都労働相談情報センター池袋事務所長
三浦 康彰 (令和6年6月まで) 佐川 広 (令和6年7月以降)	練馬区教育委員会事務局教育振興部長
中田 淳	練馬区総務部長

◎会長、○副会長

(5) 監修

練馬区専門委員（専門調査員） 斉藤 睦

(6) 練馬区男女共同参画推進懇談会設置要綱

昭和57年2月16日

練区活発第946号

(設置)

第1条 練馬区（以下「区」という。）における男女共同参画社会の形成を図るため、練馬区男女共同参画推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 懇談会は、区の区域内（以下「区内」という。）において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、次条第2号に掲げる事項を協議するときは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第27条第1項に基づく協議会として位置付ける。

(懇談会の役割)

第2条 懇談会は、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区男女共同参画計画に関すること。
- (2) 区内における女性活躍推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、つぎに掲げる者の内から、区長の委嘱する委員25人程度をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4人程度
- (2) 男女共同参画に関する団体等の推薦する者 10人程度
- (3) 一般公募による者 8人程度
- (4) 国および地方公共団体の機関の職員 3人程度

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、この場合においては同一人につき通算して3期6年を限度とする。なお、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 懇談会に、会長1名および副会長若干名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は懇談会を主宰し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

(専門部会)

第7条 懇談会が必要と認めたときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名した委員がこれにあたる。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会の属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は部会を招集し、部会を運営し、部会の経過または結果を懇談会に報告する。

(意見聴取)

第8条 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(昭和62年3月28日練区活発第1509号)

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、昭和62年4月1日に委嘱する委員の任期は昭和63年7月1日から施行する。

付 則(昭和63年5月20日練区活発第90号)

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

付 則(平成2年9月14日練区活発第389号)

1 この要綱は、平成2年9月14日から施行する。

2 この要綱施行後に委嘱する委員の任期は、平成4年6月30日までとする。

付 則(平成3年7月1日練区女発第12号)

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

付 則(平成4年4月1日練生女発第5号)

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

付 則(平成8年1月10日練生女発第68号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成9年12月19日練生女発第39号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成11年5月25日練生女発第6号)

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付 則(平成14年3月25日練総女発第73号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成29年11月29日29練総人発第630号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和2年5月29日2練総人第104号)

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。